



# こゝへ若者支援貸付のご案内

若者による新たな事業活動を支援します

## 1 融資対象者

神戸市に主たる事業所を有し、事業を営んでおり、かつ当該事業に係る市民税を滞納していない方で、次のいずれにも該当する方（市外からの進出予定者を含む）

- (1) 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の方
- (2) 事業を営んでいない方が営業を開始して5年未満の方
- (3) 40歳未満の方（会社の場合は代表者）



創業関連保証を利用する企業を対象としています

⇒ 平成19年10月1日以降導入された責任共有制度における責任共有対象外資金です。

## 2 融資条件

融資限度額	400万円
融資利率	年1.20%（固定利率）
融資期間	7年以内 （うち据置1年以内。ただし、設備資金のみの場合は1年6か月以内。）
資金使途	設備資金及び運転資金 （ただし、市外からの進出予定者は設備資金に限ります。）
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	保証を付ける

保証料の全額を神戸市  
が負担します！！



## 3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

※ この貸付は、神戸市経済政策課（神戸市産業振興センター内）でも申込みことができます。

## 4 問い合わせ先

神戸市経済観光局経済政策課 ☎078-360-3206

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

## 5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件がある場合もあります。